資料1

富山広域連携中枢都市圏の形成について

連携中枢都市圏形成に向けた取組

連携中枢都市圏の意義とは

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、
人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏形成の目的

① **圏域全体の経済成長のけん引**
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援　等

② **高次の都市機能の集積・強化**
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備　等

③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成　等

連携中枢都市圏の要件

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市（●）と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、上記の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。

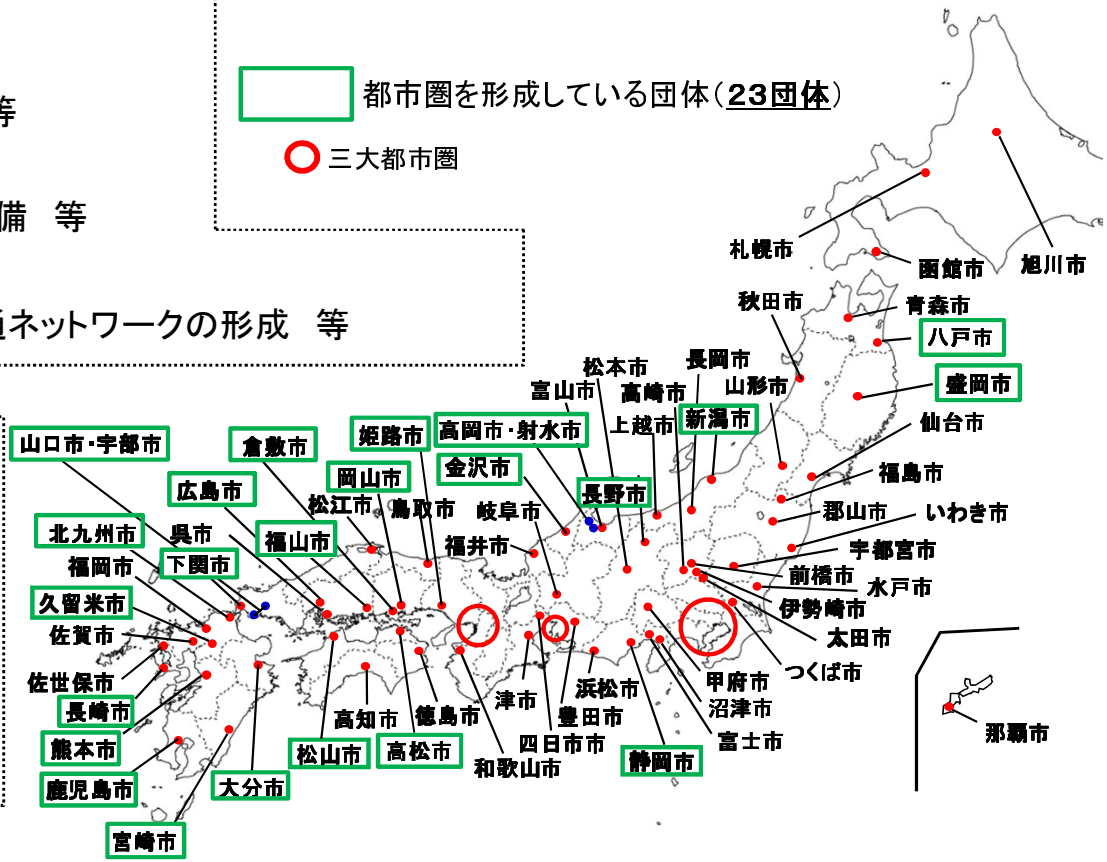

連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢都市宣言 【富山市】 → 連携協約の締結 【富山市⇔各連携市町村】 → 都市圏ビジョンの策定 【富山市】

【連携中枢都市圏形成に係る国の措置】

- **地方自治法を改正**し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする**「連携協約」**の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度～平成28年度は、**連携中枢都市圏の形成を推進**するため、国費により支援（30事業）
- 平成27年度から **地方交付税措置を講じて全国展開**
- **平成29年度予算**において**2．1億円**を確保

連携中枢都市圏の名称及び構成市町村

名　　称：富山広域連携中枢都市圏
構成市町村：富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町
圏域の人口：５０１，６７０人（平成27年 国勢調査）
圏域の面積：１８４３．８７ｋ㎡

２．これまでの経緯

平成２９年	４月２８日	第１回連携中枢都市圏形成に係る準備会議
	５月２５日	第２回連携中枢都市圏形成に係る準備会議
	６月２７日	第３回連携中枢都市圏形成に係る準備会議
	７月１０日	第１回富山広域連携推進協議会（首長会議）
	８月２５日	第１回富山広域連携推進協議会幹事会
	８月３０日	【地方創生推進セミナー】の開催　於：富山国際会議場 講師：総務省自治行政局市町村課　課長　海老原 諭　氏
	９月　５日	連携中枢都市宣言（富山市）
	９月中	連携協約の締結に関する議案提出（全構成市町村） 全構成市町村議会にて、連携協約の締結について議決
	９月２９日	第２回富山広域連携推進協議会幹事会
	１０月２４日	第１回富山広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会